

大同火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）では、2024年10月1日以降保険始期のご契約より、以下のとおり企業向けの火災保険「DAY-PRO! 事業財産保険」の改定を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。改定につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 保険料の改定

- 自然災害（風水災等）による保険金のお支払いが増加していること等を踏まえ、損害保険料率算出機構※¹が算出する参考純率※²が改定されました。
- この参考純率の改定および弊社における保険金のお支払い状況等を踏まえ、保険料の改定を行います。さらに、物件規模によるリスク格差を反映する等、保険料体系の見直しを行います。
- ご契約条件によって異なりますが、自然災害リスクの増大および保険料体系の見直しの影響により、沖縄県においては多くのケースで引上げとなります。
- 弊社といたしましては、お客さまの保険料のご負担を極力抑えるために、これまでも諸経費の削減等に努めてきましたが、将来にわたり安定的に火災保険事業を継続し、県民の皆さまへあんしん・あんぜんを提供していくために、保険料の改定が必要な状況となっております。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

沖縄県における台風被害について

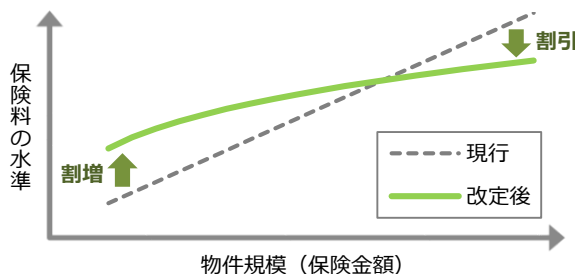
- 沖縄県内でも、過去には以下のような大規模な台風被害を受けています。
- 特に2023年に襲来した台風6号では、過去最大の保険金支払いが発生しています。

	支払件数	支払保険金
2023年 台風 6号	17,564件	132億6829万円
2018年 台風24号	11,543件	99億117万円
2012年 台風17号	9,966件	85億3004万円

出典：一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部の資料をもとに作成
(2024年3月31日時点、火災保険のみ)

物件規模によるリスク格差の反映について

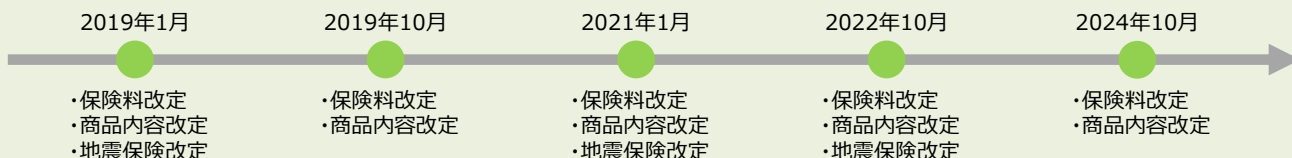
- 物件規模（保険金額）の小さい契約は割増、大きい契約は割引となります。※³



※¹ 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客さまの利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。
※² 参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について、保険会社が保険料設定の参考にできる料率として、損害保険料率算出機構が算出したものです。
※³ 図はイメージを理解いただくための例であり、実際には個々のご契約条件により異なります。

過去の複数回の改定について

- ◇ 弊社火災保険においては、自然災害リスクの増大等により、直近で複数回の改定を実施しています。
- ◇ 保険期間が長期のご契約では、更新後のご契約において、今回の改定だけでなく過去の複数の保険料改定の影響を一度に受けることから、より大幅な保険料引上げとなる可能性があります。
- ◇ 保険料の引上げ幅はご契約条件によって異なりますので、詳細については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。



ご契約条件の見直しによる保険料の節減について※ 1

- ◇ご契約条件を見直すことで保険料を節減することができます。
- ◇補償内容の縮小は万が一の事故の際のお客さまの自己負担額の増加に繋がるため、ご自身のリスクを踏まえ、現在の補償内容との違いを十分にご確認いただいた上で、ご検討くださいますようお願いいたします。

No.	項目	保険料節減策の具体例
1	罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）の見直し	事故時に臨時に発生する費用をお支払いする特約ですが、この特約を付帯しないことで保険料を抑えることができます。
2	約定付保割合の設定※ 2	約定付保割合を100%、80%、70%、60%、50%、40%、30%の中から設定することで保険料を抑えることができます。
3	支払限度額・免責金額の設定	支払限度額や免責金額（自己負担額）を設定することで保険料を抑えることができます。
4	台風対策割引の適用	台風対策状況に応じて保険料を割り引くことができます。大切な財産を守るためにも、適切な台風対策を講じることをおすすめいたします。

※ 1 上記以外にも保険料の節減方法がございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※ 2 約定付保割合とは、保険の対象の評価額に対してどの程度保険を付けるのかを決めた割合をいいます。

2. その他の改定

No.	項 目	概 要
1	建物の簡易評価基準の見直し	● 近年の物価水準等を勘案し、建物の保険金額を算出する際に使用している簡易評価基準※ 1の見直しを行います。 ● 保険金額が建物の再取得価額より低く設定されている場合には、万が一の事故の際に、建物の復旧費用を保険金でまかなえない可能性があります。改定後の簡易評価基準を踏まえ、保険金額の見直しについてご検討ください。※ 2 ※ 1 建物を簡便に評価するため、弊社が標準的な目安として用いているものです。建設工事費デフレーターおよび建築着工統計調査等の政府統計を基に算出を行っております。 ※ 2 保険金額の見直し（引上げ）は保険料の引上げに繋がります。適宜、上記保険料節減策を合わせてご検討ください。
2	罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）の新設	● 火災、落雷、破裂・爆発または水災により損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に必要となる費用を補償する「罹災時諸費用補償特約（補償危険限定型）」を新設します。特に、台風等の風災事故の場合は、この特約のお支払い対象外となりますのでご注意ください。 ● 現在「罹災時諸費用補償特約」を付帯しているお客さまは、ご契約の更新の際に原則として新設特約に移行していただきます。 <現行> 罹災時諸費用補償特約 火災・破裂・爆発 風災・雪災・雹災 水災 その他の事故 ○ <新設> 罹災時諸費用補償特約 (補償危険限定型) ○ × ○ ×
3	割引制度の改定	● 物件規模によるリスク格差を反映した保険料体系の見直しに伴い、関連する既存の割引（特定割引・特殊包括割引）を廃止します。 ● 消火設備割引について、消火設備の種類に応じた割引（10種類）を見直し、自動消火設備※ 3に対する割引（1種類）に一本化します。 ※ 3 防護対象において発生した火災を人の手を介さずに自動で有効に感知・消火できるように設置されたスプリンクラー設備等の消火設備をいいます。

※ 「DAY-PRO! 事業財産保険」は事業財産保険のペットネームです。

※ このチラシは火災保険改定の概要を記載したものです。また、このチラシに記載した改定内容以外の改定もございます。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

本店

〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号

〈ホームページアドレス〉<https://www.daidokasai.co.jp/>

〈お問い合わせ・ご相談〉

0120-331-648

(お客さま相談センター)

受付：平日 午前9時～午後5時 (※土・日・祝日、12/31～1/3)

お問い合わせは